**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**27**年**2月号**

**≪視点≫退職時のルールについて**

労働者が退職する際、法的にも職場にも多様なルールがありますが、現実には一方または双方がそのルールを守らないことによってトラブルが多々起こっています。今回は、そのトラブルを防止するための法的なポイントについて解説します。

辞職には一定期間要することを伝える

　民法上、「期間の定めのない労働契約」では、労働者は、その理由を問わず、いつでも「解約の申し入れ」をすることができます。そして、労働契約はその申入れから一定期間を経過した時に終了します。つまり、「辞職」の効果が発生するには、一定期間が必要となります。

* パートタイム労働者等の時給制の者や日給制・日給月給制の者
原則として2週間が経過した後に労働契約は終了（民法627条第1項）
* 正社員など完全月給制等の者
①賃金計算期間の前半に「解約の申入れ」をした場合　⇒　その賃金計算期間の末日
②賃金計算期間の後半に「解約の申入れ」をした場合　⇒　次の賃金計算期間の末日
に労働契約が終了（同条2項）

　と規定されています。実際には就業規則等で30日前の退職等を定めているところが多いと思います。また、その場合には就業規則と法律で労働者に有利な条件が適用されることなります。

退職時の引継ぎについて

会社を退職することになった従業員の中には、後任者に業務の引継ぎをきちんと行わない者も見られます。特に、労働者から退職を申し入れた場合には、申し入れた段階で完全に就労意欲を失ってしまい、引継ぎを全くしない者もいるでしょう。あるいは、前述の法令の通り辞職の申入れをしていても、有休消化を申し出て全く引継ぎをする気がない方もいるかと思います。では、そのような労働者に対してどのような対応をすることができるのでしょうか？

* 結論として、ペナルティーを課すことは難しい

①引継ぎに関する条項を就業規則に
従業員の意思に反して就労を強制することはできませんが（労働基準法第５条「強制労働の禁止」）、

業務の引継ぎを行わせたい場合は、就業規則に退職手続の条項を設け、従業員が退職するに当たっては、退職前に後任者などへ業務の引継ぎが必要であることを説明・説得することが考えられます。

ただし、引継ぎを行わなかったことについて懲戒処分を科すことができるのかについては、「処分相当性」を判断しなければならず、余程悪意に満ちた退職でない限り重い懲戒処分を科すことはできないでしょう。

裁判例には、①6名で一斉退職した、②後任者に事務を引き継がなかった、③会社が大混乱することを認識していた――などの理由により会社に多大な損害が出ていることが認められて、退職者6名に懲戒解雇事由があるとされたものがあります（日音（退職金）事件　平18.1.25東京地判）。

②有休消化について
法的には、引継ぎを理由に年休の取得を拒否することはできません。現実には、有休消化を断ることができないということを心得たうえで、労働者に引継ぎについて説明し、交渉するほかないと思われます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　お問い合わせは当事務所まで！

**―　注目の助成金**

中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース）

　概要

　評価・処遇制度、研修体系制度、健康づくり制度等の雇用管理制度の導入等を行う健康・環境・農林漁業分野等の事業を含む中小企業事業主に対して助成するもの。（**重点分野関連事業主**）

このうち介護関連事業主は、介護福祉機器導入の場合も助成対象となります。**（介護関連事業主）**

受給額

◎評価・処遇制度：40万円　　◎研修体系制度　：30万円　　◎健康づくり制度：30万円

◎介護福祉機器等：導入費用の2分の１（上限300万・申請時に機器の支払完了が要件）

対象となる措置

＜重点分野関連事業主＞

◎評価・処遇制度の導入　◎研修体系制度の導入　◎健康づくり制度の導入

＜介護関連事業主＞

◎介護福祉機器の導入等

例）移動用リフト、自動車用車いすリフト、座面昇降機能付き車いす、特殊浴槽、ストレッチャー、自動排せつ処理機、昇降装置（人の移動用に限定）、車いす体重計　　など。

対象となる事業主

* 1. 対象となる措置の各措置の実施状況・支払状況等を明らかにする書類を整備・保管し、

労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること。

* 1. 下記それぞれの要件

＜重点分野関連事業主＞

・健康、環境、農林漁業の分野等の事業主

・雇用管理責任者を選任、周知していること

・計画の初日前日から起算し6か月前の日から解雇をしていない事業主であること。

＜介護関連事業主＞

・上記3要件のうち、介護サービスを業として行う事業主であること。

　　　　お問い合わせは当事務所まで！